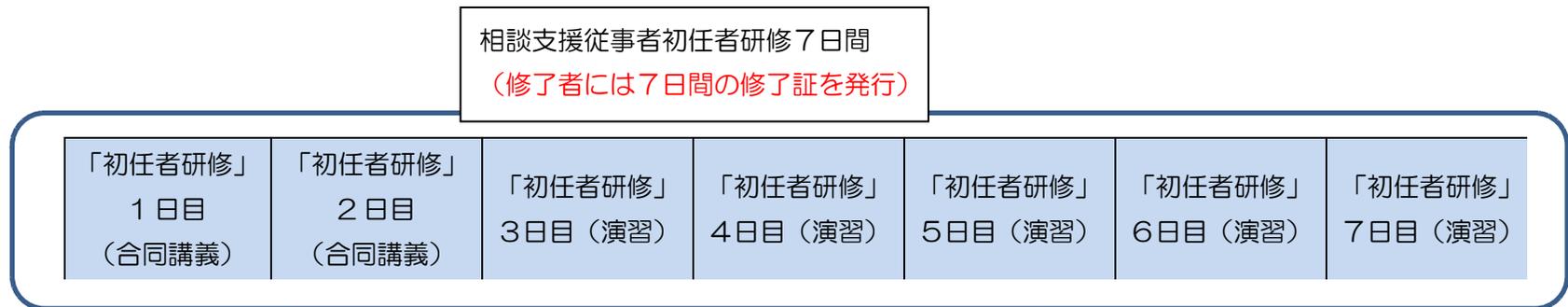


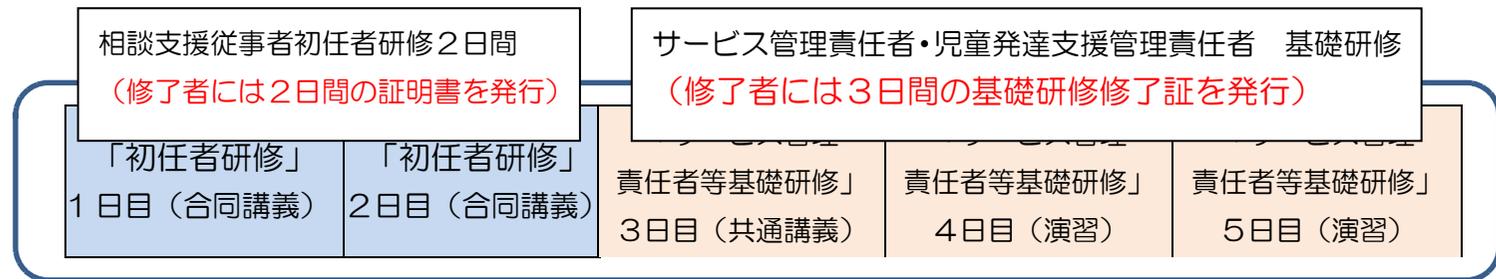
《相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得に必要な研修について》

《相談支援専門員》
になるための研修



平成18年～令和2年に相談支援従事者初任者研修(2日間)を修了していても、あらためて7日間の受講が必要です。

《サービス管理責任者・
児童発達支援管理責任者》
になるための基礎研修



平成18年～令和2年に相談支援従事者初任者研修(5日間・2日間)を修了している場合、初任者研修2日間の受講は必要ありません。

過去にサービス管理責任者等研修を修了されている方は、本研修を受講する必要はございません。
※別分野の受講は必要ありません。